

県立青島亜熱帯植物園  
学習室の使用について

一般財団法人 みやざき公園協会

当植物園の学習室をご利用いただき、誠にありがとうございます。  
学習室利用の申し込み、並びにご利用にあたりましては、下記にご留意  
くださいますようお願い申し上げます。

#### 1. 使用時間

- (1) 9時から17時まで（準備、片づけ時間を含みます）。
- (2) 年末年始（12月29日~12月31日）は休みます。

#### 2. 使用料金及び付帯設備使用料

- (1) 1時間につき480円（但し空調設備を使用する時は550円）
- (2) 使用時間が1時間未満の時は1時間として計算します。
- (3) プロジェクター、アンプ、マイク等の付帯設備は無料で使用できます。
- (4) 県の条例により、使用目的が公共性の高いものである場合には、使用料が減免となる場合がありますので、申込時に御確認ください。

#### 3. 申込方法

- (1) 申込にあたっては電話や管理事務所窓口にてご確認のうえ、使用予定日の30日前までに申込をしてください。
- (2) 申込は当植物園管理棟受付窓口で承っています。
- (3) 申込は利用規則の全事項を承認された上でのご予約とさせていただきます。
- (4) ご使用前に当学習室の下見をご希望の場合には、必ず事前に申込ください。

#### 4. 支払方法

- (1) 支払については、原則として受付窓口において、学習室使用後に現金での支払いとなります。

#### 5. 使用時間の延長

- (1) 使用時間の延長は、学習室ご使用の前日までに担当者まで連絡ください。なお、その際は所定の料金を申し受けます。当日の延長については予約状況により、お受けできかねる場合があります。
- (2) 使用の時間には準備、後片付け等の時間を含みます。終了時刻に退出いただけない場合には、所定の延長料金をお支払頂きます。

## 7. 使用上の注意

- (1) 学習室は禁煙となります。
- (2) 学習室のご入室については、ご予約いただいた開始時間の10分前からとさせていただきます。
- (3) 学習室ご使用のうえで、付帯設備その他、使用にあたり不明な点は担当者まで問合せてください。
- (4) 会議に使用されるお荷物等は原則、使用日（予約時間内）に搬入搬出をお願いします。
- (5) 学習室でご使用のため機材等を持ち込む場合は、事前に担当者の承認を得てください。
- (6) ウッドデッキスペース、トイレ等は共用スペースとなっております。他の使用者に迷惑を掛けることのないよう、お互い十分にご注意ください。
- (7) お客様が持込された書類、段ボール等については、すべてお持ち帰り願います。
- (8) 使用者が学習室及び管理棟の建築付帯設備または備品等を汚損、毀損、紛失した場合は損害を弁償して頂きます。
- (9) 不測の事故、災害等不可抗力により学習室の使用が不能となった場合、そのために生じた損害賠償の責めは負いません。
- (10) 不測の災害や、事故等に備え、事前に当建物の非常口、避難経路及び消火器の設置位置等をお客様ご自身でご確認いただくとともに、お客様の関係者に対しても事前に周知してください。
- (11) 学習室内外における盗難などの事故が発生した場合、当管理者は責任を負いかねますので、使用者側で十分注意いただき、防犯にご協力願います。

## 8. 禁止事項

- (1) 使用権の転貸、譲渡
- (2) 申込時の使用目的以外の使用
- (3) 学習室内及び周辺での寄付行為、物品販売（正規の許可を得たものは除く）、募金、チラシその他の宣伝物の配布・掲示、撮影及びこれに類する行為。
- (4) 飲食物の持ち込み。
- (5) 発火物、爆発物、危険物の持ち込み。
- (6) 学習室内外の壁等への貼り紙。
- (7) 壁、床、器具等、学習室、備品の一切に対し落書き、損害及び破

壊等の行為。建物、付帯設備、備品への釘打ち及びガムテープ貼り。

- (8) 学習室を備えた当植物園には専用駐車場はございません、自転車、バイク、自動車などの路上駐車はご遠慮ください。
- (9) 火器の使用禁止（学習プログラム等の目的でやむを得ず必要な場合（実験等）を除く
- (10) アンプ等を使用した大音量の楽器演奏等

#### 9・利用のお断り

次の事項が発生したときは、ご利用をお断りいたします。この場合、中止によって生じた損害については、賠償の責任を負いません。

- (1) 8. の禁止事項を行ったとき。
- (2) 使用規則を遵守しない場合及び当学習室担当スタッフの注意に従わない場合。
- (3) 室内が他に迷惑を及ぼすような喧騒状態になったとき、またはその危険があるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくはこれら暴力団及び暴力団と密接な関係を有する者の利益になると認められるとき。
- (5) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

#### 10. 受付時間

当学習室のご使用等のお問合わせ、受付時間は9時から17時までです。但し12月29日~12月31日の期間は休みとなります。